

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第104号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	株式会社わかば (代行わかば)
	主たる営業所が所在する市区町村	光市
処 分 年 月 日		平成29年 9月28日
処 分 内 容		営業停止命令(停止期間 平成29年10月 1日から 平成29年10月12日まで)の12日間
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 ○ 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会